

令和6年第1回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月31日(木) 午前9時30分～午前9時51分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名

会長	19番	畑	雄	二				
会長職務代理	18番	田	中	政	幸			
委員	1番	安	藤	直	樹	2番	千	葉
							芳	枝
	3番	五十嵐		勝		4番	山	田
							和	正
	5番	長谷川	彰	徳		6番	岩	間
							秀	一
	7番	貞	廣	樹	良	8番	赤	澤
							良	一
	9番	伊	藤	貢	三	10番	峯	崎
							光	行
	11番	鈴	木	英	昭	12番	吉	田
							彰	
	13番	中	澤	裕	幸	14番	土	屋
							典	昭
	15番	太	田	英	樹	16番	鈴	木
							孝	典
	17番	白	木	義	一			

欠席委員(0名)

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第1号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第7 議案第3号 農用地の買入協議
 - 第8 議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報提供の件
 - 第9 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

令和6年第1回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和6年第1回美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号13番中澤裕幸委員、14番土屋典昭委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第1号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました、報告第1号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。 このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。 (議案朗読省略) 番号1番については、昭和44年10月6日に5条転用許可を受けていましたので、令和5年12月14日付けで証明書を交付したので報告します。 なお、調査場所につきましては、報告第1号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。

議長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
山下次長	つぎに、日程の第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 番号1番についてご説明しますので4ページの調査書をお開きください。農地所有適格法人の構成員が特例条項を用いて所有権を取得する案件となります。 「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「農地法関係事務に係る処理基準第3―法第3条関係―3法第3条第2項第1号の判断基準―(4)②ただし書き」の要件を満たす場合に限り特例として農地所有適格法人の構成員による所有権取得が認められています。 ただし書きでは、「農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。」となっています。 場所につきましては、議案第1号資料のとおりとなっております。

議 長	以上で説明を終わります
	ただいま、事務局から説明があつた農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。
委 員	これに、ご異議ございませんか。
議 長	(なしの声)
	ご異議なしと認めます。
	よつて原案のとおり許可することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第 6、議案第 2 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました、議案第 2 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。
	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は 1 番から 3 番については所有権移転、4 番から 10 番については賃借権設定となっています。
	(議案朗読省略)
	なお、1 番から 2 番については、北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり別添 1 調査書、3 番から 9 番については、個人が利用権の設定等を受けるものであり別添 2 調査書、10 番については、法人が利用権の設定等を受けるものであり別添 3 調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
	場所につきましては、議案第 2 号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、1 月 31 日を予定しております。
	以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があつた旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 つぎに、日程の第 7、議案第 3 号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。 事務局から、説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました、議案第 3 号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第 3 号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 8、議案第 4 号、農地法第 52 条の規定による賃借料情報提供の件を議題といたします。 事務局から、説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました、議案第 4 号、農地法第 52 条の規定による賃借料情報提供の件について、ご説明いたします。農地法第 52 条の規定により下記のとおり賃借料情報を提供するため議決を求めるものです。 なお、令和 5 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、表のとおりとなっております。 (議案朗読省略) 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった、農地法第 52 条の規定による賃借料情報提供の件について質疑を行います。

委員
議長

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり農地の実勢の賃借料情報について決定し、ホームページ等により情報提供いたします。

つぎに、日程の第9、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。

田中職務代理者から説明いたします。

田中
職務代理

ただいま議題となりました、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

(決議文朗読)

議長

ただいま説明があった、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって決議のとおり法令順守を徹底されるようお願いいたします。

以上をもちまして、第1回農業委員会総会は閉会いたします。